

# 子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。



## 1. 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



## 2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



## 3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。



## 4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

※子どもの権利条約は、児童福祉法第1条の「児童の福祉を保障するための原理」にもうたわれています。



## メール配信サービス

朝霞市では、「子育て支援に関する情報」など、メールで配信するサービスを行っています。詳しくは、市ホームページでご確認ください。



- ▶ 朝霞市役所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 ☎048-463-1111
- ▶ 内間木支所 〒351-0033 朝霞市大字浜崎231-1 ☎048-471-1632
- ▶ 朝霞台出張所 〒351-0021 朝霞市西弁財1-9-26 ☎048-467-1115
- ▶ 朝霞駅前出張所 〒351-0006 朝霞市仲町2-1-6-101 ☎048-452-6000